

「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」

三重県は、豊かな自然に包まれた南北にわたる多彩な県土を有し、東西の交通の結節点としてさまざまな交流を通じ、多様な価値観を受け入れ、多様性に満ちた文化を育み、先人からの英知を受け継ぎつつ新たな価値を創造し、発展してきた歴史ある地である。

このような歴史を踏まえ、三重県では先駆的に、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向及び性自認などにかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性や能力を十分に発揮し、参画・活躍できる多様性を認め合う地域社会の実現を目指して取り組んでいる。

誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であり、性的指向及び性自認を理由とした差別や偏見は決して許されず、学習、就労、地域活動等の社会生活上の制限なく、将来の子どもたちにとっても、多様な個性が育まれ、能力発揮の機会が平等に保障されなければならない。

また、私たちは一人ひとり尊い存在であり、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方などもさまざまである。誰もが自らの生き方を選択し、自分らしく生きられるよう、お互いを理解して交流し、一人ひとりが社会の一員として分断ではなく支え合う温かい三重県を未来にわたり築くことは、私たちの願いである。

ここに、性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町、教育に携わる者、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性が理解され、もって、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。

(基本理念)

第三条 性の多様性に関する施策は、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重されるとともに、社会のあらゆる分野の活動に参画でき、一人ひとりが個性及び能力を発揮することができ、並びに多様な生き方を選択できることを旨として、推進されなければならない。

第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならず、及び性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

(県の責務)

第五条 県は、前二条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、それぞれの施策の実施に当たっては、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する施策について、市町及び関係機関と連携協力し、推進するものとする。

4 県は、基本理念にのっとり、国及び市町が実施する性の多様性に関する施策について協力するものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、市町が実施するそれぞれの施策において、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第七条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、教育活動において、性の多様性を認め合うことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第九条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、職場環境及び事業活動において、性の多様性を認め合うことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十条 県は、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定し、性の多様性に関する施策について定め、毎年一回、当該施策の実施状況を公表するものとする。

(広報及び啓発)

第十一条 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、性の多様性を認め合う社会の推進に関する県民等の自発的な活動を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(研修等の実施)

第十二条 県は、県の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うものとする。

2 市町は、市町の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

3 学校の設置者は、学校の教職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

4 事業者は、従業員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

5 県は、学校の設置者又は事業者が行う前二項の研修等について、関係機関と連携して支援を行うものとする。

(教育の推進)

第十三条 県は、市町及び学校の設置者と連携し、学校教育及び社会教育を通じて、性の多様性に関する人権教育を推進するものとする。

(相談への対応等)

第十四条 県は、性の多様性に関する県民等の相談に対応する窓口の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、関係機関と連携して、適切な対応及び必要な情報提供を行うものとする。

2 学校の設置者は、児童生徒及び教職員が性の多様性に関する相談を行うことができるよう適切な対応に努めるものとする。

3 事業者は、従業員が性の多様性に関する相談を行うことができるよう適切な対応に努めるものとする。

4 県は、学校の設置者又は事業者が行う前二項の相談への対応等について、関係機関と連携して支援を行うものとする。

5 県は、第一項の相談窓口等で対応した事例等を蓄積し、相談対応等の充実を図るものとする。

(社会生活及び社会参加における対応)

第十五条 県は、性的指向又は性自認を理由とする社会生活及び社会参加における困難の解消を図るため、関係機関と連携し、次に掲げる事項について、合理的な配慮の下に、施策の推進に努めるものとする。

- 一 性的指向及び性自認にかかわらず、児童生徒が安心して学び、及び育つことができる環境づくりに関すること。
- 二 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが安心して働くことができる環境づくりに関すること。
- 三 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりに関すること。

(顕彰)

第十六条 県は、性の多様性を認め合う社会の推進に寄与した者を顕彰することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定については、社会情勢の変化等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて、必要な措置が講ぜられるものとする。